

一般社団法人 日本航空医療学会
医学研究に関する利益相反管理指針

第1条 目的

この指針は、本学会の会員などの利益相反状態の有無を適切に管理し、医学研究の中立性や透明性を確保しながら、これを適正に推進させることによって、その質と信頼性を確保し、社会に対する説明責任を果たすことを目的とする。

第2条 適用範囲

この指針は、次の各号に掲げる者について適用する。

- (1) 本学会員
- (2) 本学会事務所の従業員
- (3) 本学会で発表する研究に関わった研究者全員（非会員を含む）
- (4) 本学会の理事会、細則に規定する委員会・作業部会に出席する者

第3条 利益相反管理の対象となる事業活動

この指針に基づく利益相反の管理は、前条各号に規定する者が次の各号に掲げる特段の指針遵守が求められる活動を行う場合を対象とする。

1. 本学会が主催あるいは共催する学術集会や講習会などでの発表
2. 学会として作成する診療ガイドライン・マニュアルなどの策定
3. 論文など本学会機関誌への記事掲載
4. 企業や営利団体主催・共催の後援会、ランチョンセミナー、イブニングセミナーなどでの発表
5. 臨時に設置される調査委員会、諮問委員会などでの作業
6. 市民に公開する講座・教育的講演
7. 生涯学習活動
8. 認定指導者の認定・施設認定
9. 国際的な研究協力
10. その他、利益相反管理委員会を対象とすることを認める場合

第4条 利益相反管理委員会

利益相反を適正に管理するため、別に定める日本航空医療学会倫理委員会利益相反管理部会規則に則り、本学会に倫理委員会利益相反管理部会を設置し、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 利益相反管理指針の制定及ぶ改廃に関する事
- (2) 利益相反管理のための調査

- (3) 利益相反の判断ならびに助言、指導
- (4) その他、利益相反に関する重要事項の審議

第5条 利益相反状態の回避

第2条に定めるすべての対象者は、医学研究発表やそれらに基づく啓発教育活動などにおいて、その医学研究式の提供者・企業の恣意的な意図によって、発表内容を左右されることがあってはならない。

- ② 医学研究の計画や実施の決定権を有する研究責任者にあつては、ことさら臨床研究を依頼する企業や営利を目的とした団体との利益相反状態を回避するよう配慮する。
- ③ 役員、委員などは、本学会の事業活動を実施するなかで、企業・団体などと取り交わす契約ならびに合意・申し合わせなどに関して、事業活動に伴う調査活動や発表などにおいて、公明性、中立性、適正性に制約を受けたり、規制を設けたりする内容の取り決めを行うべきではない。

第6条 利益相反管理の実施方法

本学会の役員（理事長、理事、監事）、学術集会会長、各種委員会・作業部会の委員長は、本学会に関わる利益相反状態について、就任時に本指針の細則に定める様式に従って自己申告する。また就任後、新たに生じた利益相反状態を生じた場合や、自己申告が不適切であると認めた場合、理事会が倫理委員会利益相反管理部会に諮問し、答申に基づいて対象者に改善措置を指示する。

2. 第2条の各号に掲げる対象者が、第3条の各号に掲げる活動を行う場合、その活動に関わる利益相反状態を、本指針の細則に定める基準に従って自己申告によって開示する。開示内容が本指針に反する場合は、事業の責任者が活動の差し止めの要否について判断する。必要に応じ倫理委員会利益相反管理部会の審議を経て、理事会に上申する。

3. 本学会機関誌の航空用語・機関誌編集委員会は、掲載する論文などについて本指針に沿うものかどうか判定し、本指針に反する場合には、航空用語・機関誌編集委員長によって掲載を差し止めることができる。掲載後になって本指針に反する疑いを生じた場合には、航空用語・機関誌編集委員会において適否を審議し、本指針に反すると結論を得た場合には理事会において措置を決定する。

第7条 本指針逸脱への措置と説明責任

本学会理事会は、本指針逸脱事例に対して審議する権限を有している。理事会は、所属する役員や会員などに利益相反状態に係る審議や疑惑が社会的に発生した時には、適切かつ速やかに対応し、検証の結果、不当な疑惑あるいは告発と判断された場合には、本学会として自己責任と社会的説明責任を果たすとともに、当該個人の人権を守るために本学会としての件か説明を出すことが出来る。一方、理事会で審議の結果、重大な指針違反があると

判断した場合には、その程度に応じて、細則に定める措置を取ることが出来る。

2. 第6条により差し止め処置・改善の指示を受けたもの、第7条により被措置者となったものは、本学会に対して不服申し立てをすることができる。

3. 理事長は、不服申し立ての審査請求を受けた場合、速やかに細則に定める不服申し立て審査委員会を設置しなければならない。

4. 本学会は、本学会の関与する研究成果の発表において、本指針の遵守に重大な違反があると判断した場合、すみやかに理事会の協議を経て、本学会機関誌への公表などを通じて社会に対する説明責任を果たす。

第8条 細則の制定

本指針の運用に必要な細則は別に定める。

第9条 指針の改定

本指針の改定は、倫理委員会利益相反管理部会において審議し、理事会の議を得て行う。

本指針は、2025年11月13日より施行する